各福祉分野における主な制度改正

資料４-1

１　地域福祉

東日本大震災から得られた教訓を今後に活かし、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充する。

○ 災害対策基本法改正法（平成25年６月21日施行）

　　・市町村による避難行動要支援者名簿の作成が義務化

　　・避難行動要支援者名簿は、本人の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関や民生委員等）に平常時から提供し、発災時の情報伝達や避難支援、安否確認等に活用

高齢化の進展に加え、地域経済や雇用情勢の低迷により、生活が不安定になり孤立しやすい人々や、生活に困窮する人々が増加している。保護や支援を必要とする人や家庭が、安心できる生活を取り戻していくための社会的援助の仕組みづくりに取り組む。

○ 生活保護法改正法（平成2６年７月１日施行）

　　・生活保護受給者の就労による自立の促進（就労自立給付金の創設）

○ 生活困窮者自立支援法（平成27年４月１日施行）

　　・自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給

　　・就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業等の実施

　　・都道府県による就労訓練事業（中間的就労）の認定

地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズの多様化、複雑化が生じるとともに、人口減少の中で効果的・効率的なサービス提供の必要性や人材確保の課題があるため、地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築に向けた方策の検討を進める。

○ 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン（平成27年９月17日厚労省策定）

　　・地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み（現行制度で対応可能な事項に係るガイドライン策定など）

　　・サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上（介護ロボット等の開発の加速化支援など）

　　・地域の福祉サービスに係る新たなシステムを担う人材の育成・確保（潜在介護福祉士対策の強化など）

２　高齢者福祉

医療介護総合確保推進法の成立により介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに費用負担の公平化を図ることとされた。

○ 介護保険法改正法（平成27年４月１日施行）

　　・在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付のうち介護予防訪問介護、介護予防通所介護を平成29年度末までに地域支援事業に移行し、サービスの種類や担い手を多様化

・特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化

・低所得者の保険料軽減を拡充

・一定以上の所得のある利用者の自己負担を２割へ引上げ  
・低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

３　児童家庭福祉

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を推進する。

○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成2６年1月2７日施行）

　　・国の大綱や県子どもの貧困対策計画に基づき、子どもの教育や生活、親の就労や経済面の支援施策を推進

　　・「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月国決定）において、ひとり親家庭に対する支援と児童虐待防止対策の強化に向けた施策及び法改正（児童扶養手当法、児童福祉法等）を提示

○ 子ども・子育て関連３法（平成27年４月１日施行）

　　・認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」や小規模保育等への「地域型給付」の創設

・認定子ども園制度の改善（幼保連携型認定子ども園について、認可・指導権限の一本化等）

・地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）の充実

４　障害者福祉

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、平成24年６月に障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法に名称変更されるとともに、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講じることとされた。

　平成27年４月から障害者総合支援法施行３年後の見直しが行われ、これを踏まえて、障害者の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等について盛り込まれた改正障害者総合支援法が、平成28年５月に成立した。

○ 障害者総合支援法（法改正により障害者自立支援法から名称変更。平成25年４月１日施行）

　　・障害者の範囲の見直し（難病等を追加）

・障害支援区分の創設

・重度訪問介護や地域移行支援の対象拡大等

○ 改正障害者総合支援法（平成28年５月25日成立。平成30年４月１日施行予定）

　　・新たなサービスの創設（自立生活援助、就労定着支援等）

・低所得高齢障害者の介護保険サービス利用者負担額の軽減措置

・舗装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

平成23年の改正障害者基本法において規定された「障害を理由とする差別（差別的取扱い・合理的配慮の不提供）の禁止」の基本原則を具体化するため、平成25年６月に障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が制定された。また、県においても、平成26年12月に障害を理由とする差別を禁止する「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が制定された。

○ 改正障害者雇用促進法（平成2８年４月１日施行。一部平成30年４月1日施行）

　　・障害を理由とする差別の禁止

　　・法定雇用率の算定基礎の見直し（算定基礎に精神障害者を追加）

○ 障害者差別解消法（平成28年４月１日施行）

　　・障害を理由とする差別の禁止（改正障害者雇用促進法に係るものを除く。）

　　・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定（H27.2.24閣議決定）

　　・事業者向け対応指針の策定（各府省庁において策定）

　　・国、地方公共団体等職員対応要領の策定（地方公共団体等は努力義務）

○ 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成28年４月１日施行）

　　・障害を理由とする差別に関する相談体制や紛争解決体制の整備

・富山県障害者差別解消ガイドラインの策定

発達障害者支援法の施行後10年経過を踏まえ、発達障害者の支援の一層の充実を図る改正発達障害者支援法が、平成28年５月に成立した。

○ 改正発達障害者支援法（平成28年５月25日成立。公布日から３月以内に施行予定）

・障害者基本法を踏まえた基本理念の新設

・都道府県での発達障害者支援地域協議会の設置

・発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保等

・個別の教育支援計画の作成や就労定着に向けた支援など教育・就労の取組みの充実